

枝幸町立学校における働き方改革行動計画
(第2期)

令和3年7月

枝幸町教育委員会

目 次

はじめに

1	これまでの取組の成果と課題	P1
2	行動計画（第2期）の性格	P3
3	行動計画（第2期）が目指す目標、重視する視点及び重点的に実施する取組	P3
4	行動計画（第2期）の取組期間	P5
5	町教委の役割	P5
6	学校の役割	P5
7	推進体制	P5
8	取組の検証	P5
9	具体的な取組内容	
1	本来担うべき業務に専念できる環境の整備	P6
	（1）働き方改革手引「Road」の積極的な活用 重点	
	（2）ICTを積極的に活用した業務等の推進 重点	
	（3）地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり 重点	
	（4）学校課題に応じた専門スタッフ等の配置	
	（5）校務支援システムの導入促進	
2	部活動指導に関わる負担の軽減	P7
	（1）部活動休養日等の完全実施 重点	
3	勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	P7～9
	（1）在校等時間の客観的な計測・記録と公表 重点	
	（2）ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
	（3）人事評価制度等を活用した意識改革の促進	
	（4）長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	
	（5）教諭等及び事務職員の標準職務の明確化	
4	町教委による学校サポート体制の充実	P9～11
	（1）メンタルヘルス対策の実施 重点	
	（2）調査業務等の見直し	
	（3）勤務時間等の制度の有効活用	
	（4）適正な勤務時間の設定等	
	（5）教育課程の編成・実施の点検	
	（6）トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
	（7）若手教員への支援	
	（8）教頭への支援	
	（9）学校行事の精選・見直し	
	（10）学校が作成する計画等の見直し	
	学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	P11

はじめに

枝幸町教育委員会（以下、町教委という。）では、北海道教育委員会（以下、道教委という。）において策定された、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づき、平成30年3月に『枝幸町立学校における働き方改革行動計画』を策定し、町教委と枝幸町立学校（以下、学校という。）との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進してまいりました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教育職員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

1 これまでの取組の成果と課題

（1）第1期行動計画に基づく取組の実施

第1期行動計画では、次の目標を設定し、早期実現を目指して取り組んできました。その結果、当初の目標をほぼ達成し、これらの一定の定着が図られています。

目 標	実施校数
部活動休養日を全ての部活動で設定する。（中学校のみ）	3校
変形労働時間制を必要に応じ全町立学校で活用する。	8校
定時退勤日を全町立学校で月2回以上設定する。	11校
学校閉庁日を全町立学校で年9日以上設定する。	11校

（2）出退勤タイムレコーダーの導入

令和2年4月にタイムレコーダーを導入、運用を開始し、各学校における客観的な勤務時間の把握・計測を実施してきました。その結果、全ての学校においてレコーダーを活用し計測が実施されましたが、記録については、実施率が100%とはなりませんでした。

実施状況	実施校数
タイムレコーダーによる計測をしている	11校
タイムレコーダーを活用しデータで記録している	10校

（3）教職員の時間外勤務に係る実態調査の実施

タイムレコーダーに記録されたデータを活用し、時間外勤務の時間数を調査しました。月45時間以上行っていた割合が一番高かった職種は、教頭で44.2%でした。校種別では、中学校の教頭が一番高く66.7%でした。

また、月80時間以上行っていた割合は、小学校全体で2%、中学校全体で10.2%（そのうち100時間以上行っていた割合は3%）でした。

月45時間以上の時間外勤務を行うことになった主な要因としては、養護教諭や事務職員の未配置、部活動指導、不登校児童生徒の対応が主な要因であると考えられま

す。

【時間外勤務を月 45 時間以上行っていた者の割合】

職 種	全 体	校種別の内訳	
		小学校	中学校
全 体	30. 2%	19. 4%	48. 7%
校 長	10. 0%	4. 8%	22. 2%
教 頭	44. 2%	34. 6%	66. 7%
教 諭	33. 7%	21. 0%	53. 9%
養護教諭	8. 3%	5. 0%	13. 9%
事務職員	4. 8%	4. 2%	5. 6%

※栄養教諭については記録が不十分のため省略する。

【時間外勤務を月 80 時間以上行っていた者の割合】

職 種	全 体	校種別の内訳	
		小学校	中学校
全 体	5. 0%	2. 0%	10. 2%
教 頭	5. 0%	4. 8%	5. 6%
教 諭	6. 3%	2. 1%	13. 0%

(4) 推進校における実践研究の実施

令和2年度に道教委から働き方改革推進校として枝幸小学校（全道で 23 校）が指定され、学校の実情や地域に応じた実践研究を進めました。

枝幸小学校としての時間外在校等時間の目標を一人当たり平均 34 時間と設定し取り組みました。目標を達成することはできませんでしたが、繁閑の時期を考慮しても、学校全体での意識改革により縮減され、一定の効果があったと考えられます。

【令和2年度の枝幸小学校における教職員一人当たりの平均時間外在校等時間】

項 目	6月	7月	8月	9月	10月
時間外在校等時間	53 時間 26 分	51 時間 31 分	41 時間 51 分	64 時間 05 分	50 時間 09 分
6月との差	—	▲1 時間 55 分	▲11 時間 35 分	10 時間 39 分	▲3 時間 17 分

項 目	11月	12月	1月	2月	3月
時間外在校等時間	42 時間 06 分	12 時間 14 分	26 時間 11 分	32 時間 14 分	48 時間 12 分
6月との差	▲11 時間 20 分	▲41 時間 12 分	▲27 時間 15 分	▲21 時間 12 分	▲5 時間 14 分

※12 月については、新型コロナウイルス感染症による臨休を実施したため参考値とする。

(5) 取組の総括

道教委では、これまで上記の取組ほか、調査業務の廃止・簡素化、研修の精選、スクール・サポート・スタッフ（以下、スクサポという。）や部活動指導員の配置等に取り組み、一定の成果が得られているとしていますが、スクサポや部活動指導員等の人材の配置については、町内での人材確保はとても困難であり、へき地という地域の実情が配慮されていない現状があります。こうしたことから、令和3年度以降においても、第1期の取組を引き続き実施しつつ更なる改善・充実を図るため、町教委と学校、道教委とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要があると考えます。

2 行動計画（第2期）の性格

・行動計画（第2期）は、道教委で定める「アクション・プラン（第2期）」同様、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

3 行動計画（第2期）が目指す目標、重視する視点及び重点的に実施する取組

本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標等を次のとおり設定する。

また、道教委が示す「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第2期）工程表」により目標の達成に向けて取り組む。

(1) 目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」

- ・1か月で45時間以内
- ・1年間で360時間以内

(2) 重視する視点

① 個の“気づき”

現状分析を踏まえて各教育職員が自ら働き方を認識し、各自が最適な取組を実践する。

② チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践する。

③ 地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する保護者や地域住民の理解と協力を醸成する。

(3) 重点的に実施する取組

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

【用語解説】

「教育職員」

給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校等の校長、副校長、教頭、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

「在校等時間」

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）

エ 休憩時間

「所定の勤務時間」

給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

4 行動計画（第2期）の取組期間

- ・令和3年度から令和5年度の3年間とする。

5 町教委の役割

- ・学校における働き方改革を進めるための計画等や学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- ・学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を実施するとともに、各学校の取組を進めるための支援を行う。
- ・毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握するとともに、管理、指導助言に努めるものとする。
- ・特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

6 学校の役割

- ・校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方改革を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・校長は、行動計画（第2期）に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、道教委で監修した働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を推進する。
- ・業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、取組について保護者や地域住民等へ周知のうえ、円滑に学校運営を行うよう努める。

7 推進体制

- ・行動計画（第2期）を管理する町教委担当部署を中心に町教委と学校、道教委が連携し取り組む。

8 取組の検証

- ・町教委及び学校は、道教委が提供する検証結果のほか、町教委及び学校で検証した結果等を基に取組の進捗状況を把握し、改善に努めるものとする。

9 具体的な取組内容

1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 **重点**

- ・学校は、道教委で監修した働き方改革手引「Road」を積極的に活用する。
- ・学校は、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」(働き方改革手引「Road」第3章に掲載)を設置する。
- ・学校は、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト(働き方改革手引「Road」第7章に掲載)を活用する。

(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進 **重点**

- ・情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。
- ・教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実など学校体制の整備に努める。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり **重点**

- ・学校を中心に、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入について検討を進める。

(4) 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の課題に応じて教育相談員、スクールカウンセラー、パートナーティーチャー、特別支援教育支援員等の配置及び派遣を行うとともに、部活動の指導体制については、国や北海道等の動向を踏まえ、外部講師の掘り起しや育成に努める。

(5) 校務支援システムの導入促進

町教委及び学校長は、「北海道公立学校校務支援システム」の導入を検討し、校務に要する時間及び会議時間等の縮減に努める。

2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施 **重点**

- ・生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、部活動の休養日等を次のとおり実施する。
- ・部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

① 部活動休養日の実施

《学期中》

- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、週末という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週当たり2日以上以上の休養日を設定する。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

《その他》

- ・学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。
- ・道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

《学期中の平日》

- ・長くとも2時間程度とする。

《学期中の週末を含む休業日》

- ・長くとも3時間程度とする。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「枝幸町立学校の部活動の在り方に関する方針」による。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表 **重点**

- ・町教委は、各学校において客観的に計測・記録した教職員の在校等時間を公表する。
- ・学校は、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・道教委から無償提供された「出退勤管理システム」の活用も含め、ICTの活用等

により客観的に在校等時間が計測・記録できるよう、実施について検討する。

- ・各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施

- ② 15日以上有給休暇の取得促進

（年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。）

- ③ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。

- ・各学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。

- ・各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・各学校の校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。

- ・各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。

- ・各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・教職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期

休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

① 設定期間

- ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本とする。
(夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可)
- ・ 冬季休業期間 12月29日から1月3日まで

② 服務上の取扱等

- ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・ 休暇の取得を強制しない。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
- ・ 部活動休養日に設定する。

(5) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

- ・ 教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について令和3年3月に学校管理規則を一部改正し、要綱を定めた。業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。

4 町教委による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の実施 **重点**

- ・ 令和2年度から実施しているストレスチェックを継続して実施する。
- ・ ストレスチェックの結果提供の同意がある者については、町教委で状況を把握し、必要に応じて労働環境等を校長に確認し助言及び指導する。

(2) 調査業務等の見直し

- ・ 教育職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえ、精査、見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう引き続き取り組んでいく。

(3) 勤務時間等の制度の有効活用

- ・ 4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更を実施するなどして、教育職員の勤務時間に係る制度を有効に活用する。

(4) 適正な勤務時間の設定等

- ・ 児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規

定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。

- ・やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行う。

(5) 教育課程の編成・実施の点検

- ・標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画しないこと。
- ・指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮すること。

(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に、適切に対応することができるよう、道教委と連携し、スクールカウンセラー等の派遣を検討し、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。
- ・学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、心理的、福祉的、法的側面等の専門的な見地から学識経験者や弁護士、医師などで構成する「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣を道教委へ要請する。
- ・学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、法的な観点から指導・助言を行う「スクールロイヤー」の派遣を必要に応じて道教委へ要請する。

(7) 若手教員への支援

- ・各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援すること。

(8) 教頭への支援

- ・校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、事務職員等との役割分担を図る等、業務負担の解消に向けた取組を進める。

(9) 学校行事の精選・見直し

- ・学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組について検討すること。

- ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得るなどして負担軽減を図ること。

- ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

(10) 学校が作成する計画等の見直し

- ・各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- (2) 学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

附則（令和3年6月25日教育委員会決定）

この方針は、令和3年7月1日から施行する。